

埼玉県環境SDG s 取組宣言企業制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、企業等の環境分野のSDG sに係る取組を促進し、企業経営の持続可能性の向上や環境課題の解決を図る「埼玉県環境SDG s 取組宣言企業制度」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内企業等 埼玉県内に本社又は支社等を有し、県内において事業活動を行う企業、法人、団体、個人事業主をいう。
- (2) SDG s 国際連合で採択された、国際社会が2030年までに持続可能な社会を実現するための17の開発目標(Sustainable Development Goals)をいう。
- (3) 環境分野のSDG s SDG sの17のゴールのうち、3「保健」、4「教育」、6「水・衛生」、7「エネルギー」、11「都市」、12「生産・消費」、13「気候変動」、14「海洋資源」、15「陸上資源」の9つのゴールをいう。
- (4) 埼玉県環境SDG s 取組宣言企業 環境分野のSDG sのゴールの達成に取り組むことを宣言しているものとして埼玉県ホームページに掲載された県内企業等をいう。

(宣言)

第3条 環境分野のSDG sのゴールの達成に向けて取り組むことを宣言する県内企業等は、埼玉県環境SDG s 取組企業宣言書(様式第1号)を知事に提出する。

2 宣言は、県内企業等の本社等が一括して行うか、支店等の事業所単位で行うこととする。

3 宣言と同時に第5条に規定する取組報告を行う場合は、取組報告をもって宣言したものとみなす。

(掲載要件)

第4条 知事は、宣言が次の各号すべての掲載要件を満たすと認めるときは、宣言をした県内企業等を埼玉県環境SDG s 取組宣言企業(以下「宣言企業」という。)として県ホームページに掲載する。

- (1) 環境分野のSDG sのゴールの達成に向けて取り組むことを宣言していること
- (2) 環境分野のSDG sのゴールの達成に向けて、継続的に取り組み、取組の改善に努めること
- (3) 次の暴力団排除規定のいずれにも該当しないこと
 - ア 役員等(法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合にはその代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるもの
 - イ 暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
 - ウ 自己、その属する企業等若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - エ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - オ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

2 知事は、前項の掲載をしたときは、当該宣言企業に、埼玉県環境SDG s 取組宣言企業掲載等通知書(様式第4号)によりその旨を通知するものとする。

(取組報告)

第5条 宣言企業は、原則として掲載の日から1年が経過する毎にその進捗状況を確認し、埼玉県

環境SDG s 取組宣言企業取組報告書(様式第2号)により、知事に取組を報告するものとする。

2 知事は、取組報告が第4条の掲載要件を満たすと認めるときは、当該宣言企業の報告内容を県ホームページに掲載する。

3 知事は、前項の掲載をしたときは、埼玉県環境SDG s 取組宣言企業掲載等通知書(様式第4号)により当該宣言企業にその旨を通知するものとする。

(掲載の変更及び辞退)

第6条 宣言企業は、その名称、所在地又は代表者の氏名に変更が生じたときは、若しくは掲載の辞退をしようとするときは、埼玉県環境SDG s 取組宣言企業変更・辞退届(様式第3号)を知事へ提出するものとする。

2 知事は、前項の届出により掲載の変更等を行った場合は、当該宣言企業又は県内企業等に埼玉県環境SDG s 取組宣言企業掲載等通知書(様式第4号)によりその旨を通知するものとする。

(掲載等の時期)

第7条 知事は、原則として毎月15日までに宣言、取組報告、掲載の変更及び辞退があったものについて、翌月1日に県ホームページに掲載するものとする。

(掲載の取消し)

第8条 知事は、宣言企業が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、掲載を取り消すものとする。

(1) 県内企業等として環境分野のSDG s のゴール達成に向けた活動実態がないと判断される場合

(2) その他知事が掲載の取消しが適当と認めた場合

2 知事は、前項の取消しを行った場合は、当該取消しを受けた県内企業等に埼玉県環境SDG s 取組宣言企業掲載等通知書(様式第4号)によりその旨を通知するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に規定するもののほか、埼玉県環境SDG s 取組宣言企業制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月3日から施行する。